

平成31年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

(独立行政法人名:新エネルギー・産業技術総合開発機構)

平成30年度第2四半期

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
該当なし											

平成31年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:新エネルギー・産業技術総合開発機構)

平成30年度第2四半期

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
NEDO本部に係る電気料(6月分)	理事 久木田 正次 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番	平成30年7月24日	ダブリュー・ケー・シー 特定目的会社 東京都千代田区神田 神保町1-11 三井生命 神保町ビル11階	契約の性質又は目的から、特定のものでなければ履行できないので、競争をゆるさないことから、会計規則第36条第3項に該当するため	-	1,156,647	-	-	供給を行うことが可能な業者が一者であるため	8	
NEDO本部に係る電気料(7月分)	理事 久木田 正次 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番	平成30年8月24日	ダブリュー・ケー・シー 特定目的会社 東京都千代田区神田 神保町1-11 三井生命 神保町ビル11階	契約の性質又は目的から、特定のものでなければ履行できないので、競争をゆるさないことから、会計規則第36条第3項に該当するため	-	1,185,700	-	-	供給を行うことが可能な業者が一者であるため	8	
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構平成29事業年度財務諸表に関する官報公告	理事 久木田 正次 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番	平成30年9月4日	株式会社横浜日経社	契約の性質又は目的から、特定のものでなければ履行できないので、競争を許さないことから、会計規則第36条第3項に該当するため	契約事務の取扱に関する機構達第27条第1項により省略	1,591,200円	-	-	官報に掲載する手続きは、独立行政法人国立印刷局(窓口として各都道府県の官報販売所)が行っており、定められて取次店以外に契約の相手先が存在しないため。	6	
NEDO本部に係る電気料(8月分)	理事 久木田 正次 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番	平成30年9月21日	ダブリュー・ケー・シー 特定目的会社 東京都千代田区神田 神保町1-11 三井生命 神保町ビル11階	契約の性質又は目的から、特定のものでなければ履行できないので、競争をゆるさないことから、会計規則第36条第3項に該当するため	-	1,215,511	-	-	供給を行うことが可能な業者が一者であるため	8	

注:「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1~18)の番号を記載。

随意契約事由別 類型早見表

平成31年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの	類型区分
≪競争性のない随意契約によらざるを得ない場合≫	
平成30年度第2四半期	
(イ)法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの	1
(ロ)条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	2
(ハ)閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの	3
(ニ)地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	4
ロ 当該場所で行なわなければならない行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)	5
ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等	6
ニ その他	
(イ)防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等	7
(ロ)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	8
(ハ)郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)	9
(ニ)再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入	10
(ホ)美術館等における美術品及び工芸品等の購入	11
(ヘ)行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの	12
(ト)緊急の必要により競争に付することができない場合	13
(チ)競争に付することが不利と認められる場合	14
(リ)秘密の保持が必要とされている場合	15
(ヌ)競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合	16
(フ)特例政令に相当する規定に該当する場合	17
(ク)その他、類型区分に分類できない場合	18